

# 商品販売委託契約書

甲と乙は、以下のとおり契約する。

## 第1条(目的)

本契約は、甲自身が製作する作品の販売にあたり、乙に販売業務の委託を行う取引に関する事項を定めることを目的とする。

## 第2条(販売委託)

甲は、本契約に基づき、作品を甲の名義で販売する業務、その代金を回収する業務及びこれらに付随する業務を行うことを乙に委託し、乙はこれを受託する。

## 第3条(商品の引渡)

- (1)甲は、乙に対して販売を委託する作品を納品する。
- (2)作品は乙が販売にふさわしくないと判断したものは返納する。
- (3)輸送段階で作品に不具合が生じた場合、甲と郵送業者で解決するものとする。

## 第4条(販売方法)

- (1)乙は、甲から指定を受けた価格を以て、甲の名義で作品を販売する。
- (2)乙は購入者に最低限の梱包をする。
- (3)甲は作品により必要となる特殊梱包材は納品時に納品する。

## 第5条(代金回収の報告)

乙は、甲の名義で販売した作品の代金を回収し、所定の書式に従って甲に報告する。

## 第6条(作品)

甲は以下の条件にあたる作品は委託をしない。乙はこれを受託しない。

- 法律・公序良俗に反するもの(盗品・薬物・危険物・その他販売、取り扱いに資格が必要なもの)
- 生鮮食品・動物植物など管理を必要とするもの
- 申請者以外の作品
- 什器に取まらないもの、什器を損壊するおそれのあるもの
- 著作権法に違反するもの
- 政治・宗教的思想のもの
- 高価な貴金属
- 匂いが強すぎるもの
- その他当店が不相当と判断するもの

## 第7条(作品の管理と保証)

- (1) 甲は作品の責任を持つ
- (2) 乙は盗難、天災があった時は保険の範囲内で保証する。
- (3) 乙は納品後、保険に適用されない盗難・汚損・破損等あっても保証しない
- (4) 乙は経年劣化・温度変化・直射日光・照明による変色など作品の品質低下は保証しない
- (5) 販売後の作品の不具合は甲が対応し、返金対応となる場合も手数料の返金はしない。

## 第8条(報酬と代金の支払)

- (1)甲は乙に毎月1日を起算日とし、末日までの棚代を支払う。
- (2)甲は使用料を前月25日までに支払うものとする。
- (3)支払い後、いかなる理由があっても返金しない。
- (4)棚代の未納がある場合は作品を販売しない。
- (5)棚代の支払いは振込とし、振込手数料が甲が負担する。
- (6)契約の棚を変更する場合は契約を一旦解除し再締結し直す。

## 第9条(販売手数料)

- (1)乙の報酬は、販売代金(消費税を含む)の10%とする。
- (2)乙は、販売した作品の代金を回収したときは、前項の報酬を引き代金を支払う。
- (3)売上の支払い方法は口座振込とする。
- (4)振込手数料は1契約に対し、月に一回分は乙が負担する。

#### 第 10 条(オーダー)

- (1)乙は購入者の希望があればオーダーの取り次ぎする。
- (2)乙はオーダーの取り次ぎのみで詳細は関与しないものとする。
- (3)甲はオーダーによる作品を自己責任にて引き渡しする。
- (4)甲は引き渡しに当店を介する場合は販売と同様の手数料を支払う。
- (5)甲は乙に対して事前にオーダーを受けない申し入れをできる。

#### 第 11 条(返品)

- (1)乙が、甲から販売の委託を受けて引渡しを受けた作品に不具合を発見したときは、速やかに甲に対して通達した上で返品、処理をする。
- (2)甲が、前項の通知を受けた場合、代品を提供するか委託品数を減少させるか、選択することができる。
- (3)乙が販売にふさわしくないと判断した場合、速やかに甲に対して通達、返品をする
  - 著作権、商標権などに抵触する恐れのある作品
  - 作品から異臭のする場合（アロマ系作品を除く）
  - 宗教的、政治的な勧誘目的の作品
  - 保管に手間がかかる作品
  - 異物混入、傷、構造上の不具合のあるもの
  - 納品書、値札、作品番号が一致しない作品

#### 第 12 条(秘密保持)

- (1)甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上、営業上の秘密を第三に漏洩してはならない。
- (2)前項の規定は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び、次のいずれかに該当する場合適応しない。
  - 知得する以前に、既に公知となっているもの
  - 知得する以前に、自ら開発し、又は正当な権利を有する第三者から入手したもの
  - 知得した後に、自己の責に帰さない事由で公知となったもの (3)本条の規定に反して甲又は乙が第三者に秘密を漏洩した場合には、その者は相手方に対し、相手方が被った損害を賠償しなければならない。

#### 第 13 条(契約解除)

- (1)以下の場合、乙は甲の意思に関係なく契約解除の申し入れができる。
  - 理由なく所定の連絡方法で1ヶ月以上連絡がつかなくなった場合
  - 店の企画、運営に関わる連絡や納品、支払いが滞り、運営に支障をきたした場合
  - 作品の不具合が多く、改善を依頼するも改善が見られない場合
  - その他、当店やお客様に不利益を生じさせたにもかかわらず是正が見られない時。
- (2)甲及び乙は、次の各号の一つにでも該当したときは、催告を要せず、通知により本契約を解除することができる。
  - 本契約に定める支払を怠り、30 日を経過したとき
  - 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課滞納処分を受け、又は破産、特別清算、民事再生、会社更生手続などの申立てがあったとき
  - 事業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
  - 経営が相当悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (3)前項に定める場合を除き、甲及び乙の一方は本契約の条項又は当事者間のその他の契約事項の一つにでも違反し、30 日間の期間を定めてその違反の是正を依頼したにもかかわらず、前記期間内に当該他の当事者がこれに応じないときは、本契約を解除することができる。
- (4)本契約が解除された場合、解除された甲は、本契約解除のときまでに被ったすべての損害に対する 金額を、当該他の当事者に直ちに現金で支払う。

#### 第 14 条(反社会的勢力の排除)

- (1)甲及び乙は、自己又は自己の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下、併せて「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
  - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2)甲又は乙は、前項の確約に反して、相手方又は相手方の役員、代理人若しくは媒介をする者が反社会的勢力あるいは前項各号の一切にでも該当することが判明したときは、前条第2項の定めにかかわらず、催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (3)前項に基づき本契約が解除された場合には、解除された者は、当該解除により生じたいかなる損害賠償も請求しない。

#### 第 15 条(解約)

- (1) 甲は、解約月の前月末日までに予告することにより、本契約を解約することができる。
- (2) 中途解約する場合は申告した翌月末を解約日とする。
- (3) 甲は本契約締結後3ヵ月間は、甲の都合による解約はできないものとする。

#### 第 16 条(商品の返還)

- (1)本契約が終了した場合、乙は甲に対し、販売の委託を受けた作品をすべて甲の意思に基づき返還するものとする。
- (2)作品の返還時、発生する費用は甲が負担する。
- (3)甲は契約が終了した日より1週間以内に作品を撤去する。
- (4)撤去の督促があるのにも関わらず甲が解約から1ヵ月間、撤去の目処が立たない場合は所有権を放棄したとみて乙が処分する。

#### 第 17 条(有効期間)

本契約の有効期間は本契約の規定に基づいて途中で解除、解約される場合を除き、本契約の締結日から3ヶ月間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも別段の申し出がない場合には、さらに1ヶ月延長するものとし、以後も同様とする。

#### 第 18 条(裁判管轄)

本契約に関する紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第 19 条(誠実協議)

本契約に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。  
以上、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲  
棚番号 - ・ ¥ /月  
住所  
屋号  
氏名 印

乙  
岐阜県本巣市三橋 1036 番地 8  
Spring color  
奥田彩花 印